

公共建築設計業務等における実績情報、成績評定等の相互活用について

1 背景・趣旨

- ・ 令和元年 6 月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）改正により、工事だけでなく業務についても本法律の対象として明確に位置づけられました。
- ・ この時の改正に伴い、品確法第 9 条第 1 項にもとづく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」が令和元年 10 月に改正された際、国と地方公共団体との連携により、調査等の特性を考慮した評定項目及び評価方法の標準化を進めること、発注者は、業務内容や成績評定の結果等のデータベース化を進め、相互に活用するよう努めることなどが示されています。
- ・ また、品確法第 22 条の規定に基づいて定められた「発注関係事務の運用に関する指針」が令和 2 年 1 月に改正された際、業務の実績等については、公共建築設計者情報システム（以下、「PUBDIS」という。）を積極的に活用することが示されています。

2 実績情報、成績評定等の相互活用に係る取組み

- ・ 建築設計業務の成績評定については、各機関間で相互利用できるよう成績評定を標準化しており、現在、成績評定の相互利用機関は 16 機関になっています。
- ・ また、成績評定を含めた実績情報について各機関が容易に検索できるよう、営繕積算システム等開発利用協議会において PUBDIS の整備・運用を進めてきています。
- ・ 実績情報、成績評定等のより一層の相互活用を図るため、各機関におかれましては、成績評定相互利用への参加についてご希望があればご連絡をお願いいたします。（例年、意向調査も行っています。）

※成績評定相互利用のための成績評定登録にかかる主な留意点を（参考）に示します。

(参 考) 成績評定相互利用のための成績評定登録にかかる主な留意点

① 標準採点表

相互利用の対象業務の条件は、標準採点表を用いた成績であり、かつ受注者に通知した成績であること。

② PUBDIS への登録

相互利用の対象となる全ての業務成績（実績）について、業務成績、業務名、担当した技術者名、履行期間等の必要な情報を、履行期限の翌年度の6月末日までに登録する必要があること。

③ 特記仕様書等に「業務カルテ情報」登録を規定

業務カルテ情報は、受注者が PUBDIS に登録する必要があります。このため、設計業務等の特記仕様書等において、受注者に対し、業務カルテの登録を行う旨を明示する必要があります。

(特記仕様書記載例)

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることの証明として、調査職員の確認を受けた資料を検査職員に提出し確認を受け、その後、速やかに登録を行う。登録完了後、業務カルテ受領書の写しを調査職員に提出する。

④ 業務完了時に登録内容を確認

業務完了時に、受注者が登録しようとする業務カルテ情報の内容について、発注者が確認を行う必要があり、発注者（担当職員）は、記名、メールまたはシステム上で承認を行う必要があること。

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐 桑原
技術管理係長 土井
(代表) 03-5253-8111 (内線) 23433、23434